

国空予管第182号
国空技企第15号
平成22年4月28日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する
詳細な通知の実施について

総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知の実施については、「総合評価落札方式における手続きについて」（平成17年6月3日付け国空予管第130号、国空建第24号）記7に従い実施してきたところであるが、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する詳細な通知について、当面、下記のとおり実施することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

なお本通達に定める手続については、今後の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直していくこととしているので、その点留意されたい。

記

1 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年7月26日付け空経第719号、空建第133号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」及び「総合評価落札方式における手続きについて」（平成17年6月3日付け国空予管第130号、国空建第24号）に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除いたものにおいて実施することとする。

2 通知の方法

支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合

わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

3 通知に関する問い合わせ窓口の設置

(1) 問い合わせ窓口の設置

2に掲げる技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知（以下単に「通知」という。）に関する問い合わせに対応するための窓口を、航空局（分任支出負担行為担当官官署を含む。）、東京航空局（分任支出負担行為担当官官署を含む。）及び大阪航空局（分任支出負担行為担当官官署を含む。）に設置するものとする。窓口は、VE審査委員会の長とし、その事務はVE審査委員会事務局において処理するものとする。

(2) 問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）に、VE審査委員会の長に対して問い合わせをすることができる。問い合わせは、FAXにより通知に記載する連絡先に対して行うものとする。

(3) 問い合わせに対する説明

(2)の問い合わせがあった場合、VE審査委員会の長は、事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、入札参加者選定審査会に報告した後、FAXにより当該問い合わせをした入札参加者に説明を行うものとする。その際、VE審査委員会の長及びVE審査委員会事務局は、可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努めること。

(4) その他

- ① (2)の問い合わせによる説明の要求は、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年3月30日付け国空経第403号）の第2のうち2(1)ロ及び2(2)ハに掲げる苦情申立ての手続きとは別に設けるものであることに留意すること。
- ② (1)～(3)については、次の記載例を参考に、入札説明書に明示することとする。

(記載例)

○. 総合評価方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

- (1) 入札参加者は、○. に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、VE審査委員会の長に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間、FAXにより問い合わせをすることができる。なお、その際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。

(2) VE審査委員会の長は、(1)の問い合わせがあった場合には、平成〇年〇月〇日までに当該問い合わせをした者に対し、FAXにより説明する。

附 則

この通知は、平成22年5月10日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。